

会報



第23号

57. 1. 1 発行

日本加工食品卸協会

東京都中央区日本橋室町2丁目6番地(江戸ビル4階)
〒103 電話 東京03(241) 6568・6569番

目

次

※※※※※※※※※※※※※※			※※※※※※※※※※※※※※
※	<新年のご挨拶>	2	※
※	◇産業部会・取引改善のガイドライン策定へ	3	※
※	—次回から問屋問題を中心に協議—		※
※	◇(第2回) 賛助会員世話人会	7	※
※	◇5周年記念事業具体的検討に入る	7	※
※	◇東海地域防災対策に協力体制	7	※
※	◇量販店も前向きの協力姿勢、中継センター開設、近々実施	8	※
※	[支部ニュース] 関東支部、配車研修講座の継続を検討	10	※
※	[缶詰ブランドオーナー会] 新物みかん缶詰で情報交換	11	※
※	蜜柑缶工組との懇談会を要望	11	※
※	新物みかん缶詰生産状況	12	※
※	品質対策委員会	12	※
※	大阪で缶詰懇談会 <近畿支部が共催>	13	※
※	◇食料品の供給実態を調査	13	※
※	◇会員消息	14	※
※	◇賛助会員消息	14	※
※	◇関係団体報知	14	※
※	[特集3] バイイングパワーの乱用と独占禁止法の規制	15	※

講師 上智大学教授 松下満雄先生

新年のご挨拶

日本加工食品卸協会
会長 國 分 勘兵衛

新年明けましておめでとうございます。
時の流れは早く、期待と不安の中で迎えた80年代もすでに3年目にさしかかりました。

この数年間を省みましたが、社会環境、経済環境は大きな変様のあったことが窺われます。

先きざきの予測は困難ですが、80年代前半の経緯から考え合わせますと、これからさらに環境変化に拍車がかかるのではないかと思われます。

食品産業界としましては当然新しいこれから変化に対応し得る体質づくりが必要と存じます。

そのためには生販三層がそれぞれの立場を深く理解し合うことと同時に、相互の立場にあって機能を磨き合うことに尽きると思います。

厳しい環境下にあるのはひとり卸売業界だけではないと存じます。その厳しさを克服する力をお互いが涵養しつつ三層が連繋し合うことが82年の新しいテーマではなかろうかと存じます。断層のあるところは相互に埋め合い綱渡しすることが要請される時代に入ります。

こうした観点から努力して参らない限り食品産業の発展は望めないのでしょうか。

日本加工食品卸協会は以上のような精神を根幹として自由競争の中で大きく育んで参りたいと念願しています。

この日本加工食品卸協会も52年に発足して以来、ことしの5月で満5年目を迎えることになりました。

これ偏に業界関係のみなさまの温いご支援によるものと心より厚くお礼申しあげます。

お蔭さまで一人歩きのできる年令になりましたが、まだ十分な組織力を持つまでには至っておりません。健全な業界発展を望むからにはまず組織の充実を図ることからスタートすべきであることを痛感しているものであります、会員一同がより一層心と力を寄せ合って組織充実に努め卸売業界における団体としての責務を果したいと存じます。

ことしは戌年です。犬といえば犬の遠吠えということが言われます。しかし業界におきましては遠くに距たるのでなく相互がより接近し、そして銘々が勝手に吠え合うのではなくして、語り合うことが最も肝要なことではないかと思われます。

日食協もこれからが試練期に入るのだということを自覚しつつ会員の英知を集めお互いが真剣に語り合い道を開く場づくりに努力し、卸売業界において急務とされている機能整備ならびにその開発に向け協会活動を推進して参りたいと存じます。

どうか関係業界のみなさまにおかれましては、ようやく少年期を迎えようとする日食協に対し、倍旧のご支援とご指導を賜りますようお願い申しあげ、新年のご挨拶と致します。

取引改善のガイドライン策定へ

次回から問屋問題を中心に協議

農林水産省では、加工、食品、流通、外食等を包摂する食品産業に関し、関係業界、学識経験者等の意見を幅広く吸収しつつ、その具体的諸問題につき検討協議を行ない、食品産業政策の推進に資することを目的として、昨年3月23日、「食品産業政策協議会」を設置、その委員に國分会長が大臣委嘱により就任したが、この協議会の中にさらに総合部会、産業部会、技術部会の3部会が置かれ、その産業部会も國分会長が委員を兼ね、昨年4月27日、第1回産業部会が開かれた。そして旧ろう3日までに計5回にわたる産業部会が開催された。

この産業部会における中心的検討テーマは、すでにマスコミ等でも大きく報道されているバイイングパワー問題が取りあげられ、最終的なまとめとして、「食品産業の取引の改善の方向」(案)が示された。

農水省では、この案を骨子としてこれからガイドラインの策定作業に入るが、産業部会は第2の検討テーマについて協議の結果、「バイイングパワーの問題」に続くテーマとして「食品産業における商業機能の向上と物流の効率化」をとりあげることを決定した。

このテーマは、まさに卸売業界に課せられている重要テーマであり、業界自体の前向きの協力が要請されるところとなっている。

すでに食品流通局企画課では1月下旬開催予定の第6回産業部会に向け準備を急いでいるが、日食協においても内部統一を図るべく運営委員会、商品委員会の合同により農水省の関係課長を招き意見交換するとともに今後への対応に万全を期すことになった。

以下に「食品産業の取引の改善の方向(案)」ならびに第2のテーマである「産業部会における今後の検討課題について(案)」の全文をお知らせする。

食品産業の取引の改善の方向(案)

1 現状と問題点

- (1) 近年の食品産業においては、①全体的な食料消費の停滞、②消費者の本物志向、必需品志向の強まり、③量販店の急速な伸長等に見られる流通構造の変革等によりその業種、業態間、企業間の競合ないし競争の激化が進んでおり、今後の低成長、資源、エネルギーの制約下にあって、公

正な競争と効率的な生産流通秩序の形成が重要な課題となっている。

- (2) このような中にあって、量販店は、集中仕入・セルフサービス販売方式などの革新的な経営手法により豊富な品揃えとコスト節減等を実現し、我が国的小売商業のイノベーターとして国民消費生活の向上に大きく貢献してきた。
- (3) しかし、量販店の食料品市場におけるシェアの伸長が中小小売店及びその取引先のメーカー・問屋の経営に影響を及ぼしている面もあり、また、近時、量販店と食品メーカー・問屋との取引において納入価格の割引、販売促進費、協賛金の要求などいわゆるバイイング・パワーによる行きすぎと見られる取引の実態があるとの見方がなされている。
- (4) このような見方に対し、
- (ア) 取引は自由競争原則に基づくものであり、取引条件の内容は、仕入側と納入側との合意による商取引上の問題である。
 - (イ) 量販店側においては、公正取引運営委員会等の組織を設け、公正取引の徹底、社員教育、取引先との意志疎通に努めるなど公正取引の推進を図っており、以上のような実態にはない。
 - (ウ) との主張もある。
- (5) しかし、このような公正取引の推進についての量販店側の取組みにもかかわらず、なお、取引の改善を図るべき面が多いとの見方がなされている。
- (6) さらに、このようなバイイング・パワーを招來した要因としては、食品メーカー・問屋側における構造的特性に加え過当競争体質等からくる取引交渉力の低さがあることも否定できないので、その企業体質の強化が望まれるとの見方がなされている。
- 以上のような取引実態を踏まえバイイング・パワーについて、次のような点が指摘されている。
- (1) バイイング・パワーは、経済原則に基づく売手と買手との力関係の問題であり、従って、基本的には業界自身の自覚による当事者間での解決が望まれる。また、活力ある経済活動の維持を図る観点からも、徒らに第三者が介入すべきものではないし、法的介入も必要最少限にとどめるべきである。
 - (2) しかしながら、納入価格の割引、リペートその他名目の如何を問わずコスト面で正当化されないような取引条件の譲歩を伴うバイイング・パワーは、正常な企業の経営基盤と価格形成を損うものであり、是正が求められる。
 - (3) また、行き過ぎたバイイング・パワーは、態様によっては、一部の商品に品質水準の低下をもたらすおそれがある。
 - (4) さらに、不当な納入価格の割引や協賛金等は量販店の経営革新を鈍らせ量販店自身の発展を阻害することにもなりかねない。量販店に求められるのは、経営のイノベーションを通ずる経営効率化によって低成本で良質の商品を消費者に提供することである。
 - (5) なお、バイイング・パワーの是正等その対応に当っては、そのことが食品業界全体を通じての

公正な競争と効率的な生産流通秩序の形成を促進し、消費者の利益の一層の増進に資するものとなるよう配慮しなければならない。

2 改善の方向と方策

以上のような状況を踏まえ、食品業界における公正な競争と効率的な生産流通秩序の形成を図るため、当面の改善の方策として考えられる点は次のとおりである。

- (1) 第一は、食品業界における取引の改善と取引交渉力の強化を図るために食品業界の取組みの問題である。

もともとバイイング・パワーを生む素地は、食品メーカー及び食品問屋の側にもある。この意味で食品メーカー等において、その過当競争気味の経営体質を改め、業界挙げて企業体質の強化と取引の改善に取組み、量販店との取引交渉力を強化するよう努めることが重要である。

このため、食品メーカー業界、問屋業界がそれぞれ①取引実態の把握、②業界の意識の向上、③取引の合理化に関する情報交換、④苦情処理等を行うための組織を設け、これを通じて量販店側の組織と取引の公正化に関する問題について話し合いを進める体制を整備することが必要である。

この場合、業界全体としての対応と併行して必要に応じ個別業種ごとの対応についても検討する必要がある。

- (2) 第二に、量販店の側においても、この際、取引の実態について点検を行い、公正取引の推進について一層の努力を払うことを期待したい。

量販店にあっては、納入業者との取引適正化に関する基準を設定する等公正取引推進のための自主的取組みに努めてきているが、この際、あらためて、経営のトップから現場の責任者に至るまで経営全体として食品の納入業者との取引の実情を再点検するとともに、改めるべき点があればこれを改める必要がある。

また、食品メーカー・問屋の側での体制整備に対応しつつ、これらと取引の改善等について卒直に話しを行っていくことが望まれる。

- (3) 第三は、食品業界の実情に即した独禁法の適切な運用に関する問題である。

取引の問題は、基本的には、当事者間の経済原則に基づく話し合いに委ねるべき問題であり、直接に第三者ないしは行政がこれに介入することは適当ではない。従って、食品メーカー・問屋側における企業体質の改善と取引交渉力の強化のための努力と相まって、取引当事者間において自主的に問題の解決が図られることが何よりも望ましい。

しかし、現実に取引当事者間の自主的な努力のみでは不十分な場合があるので、経済的弱者の立場を守り、不公正な取引を防止する見地から、特に必要があるときは、食品業界の実情に即した独禁制度の適切な運用が期待されるところである。

このため、不公正な取引方法の適用要件の明確化が望まれるとともに、今後ともその運用の適正化等が図られるよう要請する。

(4) 第四是、取引改善の推進についての行政側での対応の問題である。

取引の改善は、短時日に成果を期待できるものではなく、地道な努力の積み重ねが肝要であることから、取引当事者の自主的な改善への努力を基本としつつ、これを長期にわたりねばり強く取組む方向で誘導し、助長する行政側の対応が重要である。

このような観点から、行政側においても業界における取引の実情把握、必要な情報の提供、取引改善の指針となるガイドライン（取引適正化基準）の策定、公正取引委員会とのコミュニケーションの保持等により、上記(1)から(3)までの事項が円滑に推進されるよう努力する必要がある。

(5) 第五は、消費動向に即した商品の効率的な生産・販売を通じて食品産業全体としての公正かつ効率的な生産流通秩序の実現を図ることである。

今や消費動向の主流は、①量よりも質、価格よりも価値を重視する本物志向、②必要な商品を必要な時に必要な量だけ求める必需品志向へと移りつつある。今後の食品産業にあっては、メーカー、卸、小売の三者がそれぞれの機能分担関係の明確化の上に立って、相互に手を取り合い、消費者が真に求めているものを的確に把握し、これを商品開発段階に移し、生産された商品を効率的な流通チャネルを通じて販売していくことが必要であり、その結果もたらされるコストの低減効果とロスの節減効果を消費者をも含めた四者間で公平に分配しうるような秩序作りを行うことが重要である。

また、このような観点から、①商品情報処理システムの整備、②共同配送等物流の効率化、③省資源・省エネルギー化の一層の推進、④消費者とのコミュニケーションの強化等について更に検討を進める必要がある。

産業部会における今後の検討課題について（案）

1. 産業部会は食品産業政策協議会の一部会として、「市場の成熟化、資源的制約の強まり、流通構造の変革等の下における効率的な生産流通秩序のあり方」について検討協議することとされている。

2. この趣旨にそって「バイイング・パワー問題」に続く検討テーマとしては、「食品産業における商業機能の向上と物流の効率化」をとりあげることとしてはどうか。

3. この観点からは、具体的には、

(1) 環境条件の変化をふまえた今後の問屋をめぐる諸問題

（問屋機能の変化と新機軸への取組み、組織の再編成等）

(2) 食品産業における情報処理システムの問題（特にPOSシステム）

(3) 物流の効率化の問題（特に共同輸配送の成立条件等）

等の課題が考えられるが、これまでの当部会の論議においても問屋問題が大きな課題として指摘され

ていることもあり、とりあえず、問屋問題を中心に協議を進めることとしてはどうか。

未収割戻金の調査結果などで懇談 （第2回）賛助会員世話人会

12月11日、午後2時から国分黒江屋ビル6階において第2回賛助会員世話人会を開催した。

この賛助会員世話人会には國分会長も出席され、①情報システム化に関する現状について、②加工食品卸売業界における未収割戻金に関する調査結果について、③その他情報交換を中心懇談した。

開催に先きだち國分会長より、去る1月21日に第1回目の賛助会員世話人会を開催し貴重なご意見をいただいたが、それを契機に各委員会とも業界が当面している問題点の解決に努力し活動内容も充実してきた旨を述べ、また日食協発足も57年の5月25日で満5周年を迎えることとなつたが、全国の会員、賛助会員が結集して記念行事を企画、それを目標として業界発展の足がかりとしたいとし、世話人各位のお力添えをお願いした。

また、農水省にあっては、食品産業政策協議会の産業部会においてバイイングパワーについての検討が終り、ガイドラインの策定に入ることになったが、次回からの検討テーマは卸売機能の向上と物流の効率化が取りあげられることになっており、今後の対応について格別のご協力をお願いしたい旨の挨拶があった。

続いて運営委員長より社内異動による新しい世話人として、カルピス食品工業㈱ 常務取締役近藤正夫氏、カゴメ㈱ 取締役副社長 蟹江英吉氏の紹介があり、日食協の活動のあらましについて報告。

情報システム化の現状については量販店の発注

データの共同交換システムを中心に受発注システム検討会委員長栗原悠造氏より報告説明があり、続いて加工食品卸売業界における未収割戻金に関する調査結果については商品委員長の広田正氏よりその調査内容の説明と、今後なおメーカー段階への調査も必要であろうとの観点から、前向きの協力につき要望がなされた。

5周年記念事業具体的検討に入る

日食協5周年記念事業第2回実行委員会は12月7日、運営、商品両委員長出席のもとに開催。

各実行委員より示された事業計画(案)についての趣旨、計画の骨子等それぞれに説明があり、検討を行なった。

これらの案を整理したところ次のようない点が挙げられた。

1. 理事会、総会の開催予定は5月25日11:00～14:30
2. パネルディスカッション
3. 会場、演出
4. 日食協シンボルマーク、記念論文等
5. 分科会の企画
6. 電算機器、商品展示等
7. 懇親セセッション

なお、これらの委員意見をさらに整理し具体案を煮詰めるべく正副委員長会社によりあらかじめ打合せを行ない、年内にその具体案を作成し各委員に目通し願うこととなった。

東海地域防災対策に協力体制

農水省との連絡懇談会開催

昭和53年に大規模地震対策特別措置法が制定さ

れ、同法第3条の規定に基づき、特に大規模な地震の発生が懸念される東海地域が地震防災対策強化地域として指定となり、農水省ではその強化の一環として食品流通局商業課が窓口となり、昨年春以来震災時の缶詰在庫数量についてその調査協力の要請がなされ、すでに在京会員8社から日食協経由で報告がなされているが原則的には春秋2回の報告とされており、調査報告の円滑化を図るため12月9日、農水省大臣官房の新井課長補佐及び商業課佐藤係長を迎えて日食協総務部会員メンバー、実務担当者出席のもとで連絡懇談会を開催した。

農水省から「東海地震に関する基礎知識」「世界の地震と日本の地震」等の資料が提示され、国・地方自治体の地震対策について説明があったあと質疑応答を行なった。

その結果、震災時の缶詰在庫数量についての調査報告書提出は4月、10月の年2回の提出が確認された。

なお今回から新たに2社が加わり計10社が缶詰在庫調査に協力することとなった。

量販店も前向きの協力姿勢 中継センター開設で日々実施

《受発注システム検討会の活動現況》

量販店の発注情報に関する共同交換システムの開発については業界として緊急な対応が要請され、すでに会報21号で既報の通り、情報システム化委員会に設置された「受発注システム検討会」（委員長栗原悠造氏）では、仕様書並びに概要書を作成し56年9月時点で大阪、名古屋、東京の3地域において説明会を開催した。

つづいて、これが実現に当って、本システムに対する量販店への具体的協力依頼の活動に入るべく、その後引き続いて10月に3回（12日、20日、31日）。11月は19日に1回、12月2回（4日、25日）と合計6回の受発注システム検討会を開催してきた。

こうして早くも対外的な具体折衝の段階に入っているが、量販店サイドからも前向きの協力姿勢がうかがわれている現況に鑑み、会員内部への情報強化が肝要であるとされ、旧ろ25日の検討会において、特にニーズ要請が強い地域の東京、大阪、名古屋地区を中心に下記のような状況報告書を送付することになった。

受発注システム検討会ではこのたびのシステムの新開発は卸業界にとって欠くことのできない事務合理化事業であるとし、今後とも検討会の活動状況に注目され、前向きの協力が得られるよう展望している。

会員各位

日本加工食品卸協会
情報システム化委員会
受発注システム検討会

「受発注システム」に関する状況報告とご案内

拝啓、貴社ますますご隆昌の段大慶に存じます。平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、各位におかれましては、日食協会報第21号等ですでにご承知のことと存じますが、日食協情報システム化委員会では、量販店の受発注情報の授受形態を合理化するため業界としての標準化システムを構築することとなり、56年1月、代表店8社による「受発注シ

ステム検討会」を設置しました。

その後10数回にわたる検討を重ねた結果、7月に構想がまとまり、情報システム化委員会の承認を得て、業界ぐるみの標準化共同利用システムとして発足することとなりました。

このシステムの目的は、昨今の量販店の受発注オンライン化等の動きに対し、受注者が個々に対応していく場合に予想される大きな経済的負担と業務負担を回避することになります。

本システムの利用により、各位の事務合理化を必ず促進できるものと確信いたします。システムの内容について、日食協会報第21号に概要書の全文が掲載されておりますので、是非ともご参照いただき、改めてご検討のほどご案内申しあげます。

以下にその後の経過をご報告し、併せて各位のご理解とご協力をお願い申しあげる次第です。

先づはお知らせ旁々ご案内まで。

敬 具

経過報告

1. 説明会の実施

下記の3支部にて会員店を対象としたシステム説明会を実施。

- ①56・9・10：近畿支部 出席 15社 20名
- ②56・9・17：東海北陸支部 " 15" 21"
- ③56・9・28：関東支部 " 25" 30"

2. 委員店8社に対するヒヤリング

9月から10月の初旬にかけ、業界の実情を把握するとともに今後の方向づけをするため、

検討会委員店8社に対するヒヤリングを事務局（野村コンピュータシステム㈱）が行なった。

①現状調査

〔調査項目〕

- データ量（月次および受注1回当たり）
- 休日、夜間受注の有無
- 受注パターン（定番、非定番の別等）
- 受注サイクル
- リードタイム
- 現行の情報受渡手段

②システムの導入予定

〔調査項目〕

- システムを導入する場合の対象量販店と優先順位
- データ分離の基準（条件）
- システムを導入するときの手段（オンライン、コンピュータ媒体または伝票）別の仕様。
- 「発注集計表兼ピッキングリスト」に関する調査

3. 第一次対象量販店の選択と折衝

ヒヤリングの結果に基づき、データ量と希望卸店数を基準として当面の折衝先10社を選定、11月に第一次の折衝を行なった。

①第一次折衝先（訪問順）

- | | |
|---------|-----------|
| ○㈱東急ストア | ○小田急商事㈱ |
| ○オーケー㈱ | ○㈱西友ストア- |
| ○㈱京成ストア | ○㈱ニチイ |
| ○㈱忠実屋 | ○㈱イトーヨーカ堂 |
| ○㈱東武ストア | ○㈱ダイエー |

②各社概況（要約）

全体的には概ね本システムの発足について歓迎の意思表示があった。これは、量販店側でも、独自の個々の受注者と対応していくに

については、早かれおそかれ何らかの限界がくることを予測しているとともに、数社分をまとめて出せることについてメリットがあるとの評価によるものと察せられた。

第一次折衝の結果では次のような感触を得ることができた。

- (イ) 可能性大（本システムを評価、要請があれば具体的に取組む）……5社
- (ロ) 可能性有（本システムを評価、前向きに検討する用意がある）……4社
- (ハ) やや否定的……1社（但し、当該量販店については、これに関する業務を直接的に取扱う部門に対し改めて折衝を行う予定）

4. 近畿支部でも検討会が発足

近畿支部でも、同一步調でこのシステムを推進することとなり、12月7日、次の代表8社による受発注システム検討会が発足した。

同検討会では先づ委員8社へのヒヤリングによって現状を把握し、当面の折衝先を選択していくこととなった。

〔委員店〕……（社名50音順）

委員長店	松下鈴木㈱
委員店	㈱梅澤
"	加藤産業㈱
"	国分㈱
"	㈱祭原
"	島屋商事㈱
"	㈱明治屋
"	㈱菱食

5. 今後の予定

① 対量販店第二次折衝

一部量販店について、57年1月から具体的な調整作業を開始する。

② 通産省プロジェクトとの連携

現在通産省の主宰による「流通情報オンラインデータ交換システム」に関するプロジェクト活動に、日食協からも代表が参加しており、日食協の業界システムと目的を一にする検討が行なわれている。日食協側の検討会では、この通産省プロジェクトの考え方がまとめられ、全体的なオーソライズを得るものであれば、データのフォーマットをこれに移行する考えである。

以上

支部ニュース

配車研修講座の継続を検討

関東支部物流対策懇談会

12月10日、物流対策委員会を開催し、①56年4月～12日の物対委活動状況、②55年度物流コスト調査の最終確認、③その他の意見交換を行なった。

本年、物対委で初めて取り上げた「配車管理者研修講座」は成功裡に終了したが、引き続いての開催を希望する声が強く、この研修講座を実施の方向でさらに充実した内容にすべく検討を進めていくことになった。また、ドライバーの質的向上をねらいとするものであり、即効を期待することは無理な点があるが、今後の問題としてドライバーの行動についてのマニュアルを事務局で用意することも必要であろうとされた。

57年の物対委としての今後の検討としては、次のような意見交換がなされた。

- 物対委で取り上げるべき内容をもう少し拡大し、物対委の名称自体も場合により改めることも考えてよいのではないか。
- 流通形態が違うがロールボックス・パレット

の使用例もあり、当業界も運転手の疲労軽減のため、その使用を一度検討してみたい。

- また、荷役の機械化も考えてみたい。
- 配車の回転効率を早めるべく、そのための部分的な研究を是非進めたい。

物流コストの実態については、事務局で53年から55年までの集計結果を横ならびに整理したリストを作成することになった。



新物みかん缶詰で情報交換 高値増産を警戒の要

12月8日、果実部会を開催。新物みかん缶詰の情報交換を行ない、次のような状況報告がなされた。

まず原料事情については当初、早生の作柄は良好との予想であったが、フタを開けてみると意外に不振であり、缶原の出回り少なく思うように操業出来ない工場もあった。例年より10日位早目に早生は終了し、中手についてあまり期待が持てないのではないかとの見方もある。

このため原料価格も戻り上りに上昇しつつあると言われる。従来、缶原は3L～2S位まで混合入荷していたが、今期みかん原料は極端な大、小がなくそれが特長ともいわれている。今期は前年と相違し甘味もあり生食向けの人気もよいということで、年明け後の原料入荷を心配する向きもある。はじめ豊作、原料安を見込んで一部に製品を安値で先売りされたものがみられたが、しかしここにきて、先高気配から安値物の姿が消えつつあり、年明け後は価格修正されるであろうとの見方

も強い。今期みかん缶で最も心配されることは高値増産となることであり、生販お互いに慎まなければならないとされた。

また12月15日に蜜柑缶工組との新物みかん缶詰に関する懇談会が開かれるにあたってCBOとしてどのようなことを申し入れるかにつき意見統一がなされたが、①生産から末端に至るまでそれぞれが不信感を持っており、この不信感を取り除くことが必要である。②みかん缶詰の生産調整を行なう以外に決め手はないであろう。安定価格帯の設定が絶対必要、それ以外に信用回復はない。③向う3年位の基準を定め安定価格帯を提唱したい。④現在出回っている価格は相互不信から生まれた価格のように思われる。

みかん缶詰で損をしないようにするためにパッカーはどう考えているのかその辺を聞き出したいなどとされた。

みかん缶の不信感払拭に努力を 蜜柑缶工組との懇談会で要望

12月15日、在京果実部会代表と蜜柑缶工組理事長、正副内販対策委員長により新物みかん缶詰についての懇談会が開かれた。

まず竹内理事長から、原料状況、生産状況とその見通し等について報告。「原料は当初の豊作見込みから急変し、減産見通しに変り、原料状況が悪化してきた。12月16日の内販対策委員会、同17日の理事会、総会の開催にあたって全員輸出向けに全面的切換えを指令したい」との意向が述べられた。

CBO側は12月8日の果実部会で工組に要望したいとされた ①的確な情報提供によって特にわれわれの売り先きが抱いているみかん缶詰に対す

る不信感を払拭いたしたい。②高値増産にならぬ
いよう生産調整して、安定価格で販売が出来るよ
うに願いたい。③適正生産数量について工組サイ
ドの考え方を確認したい。

以上の3点につき強い要望を行なった。
CBOとして特に強調して訴えた点は、パッカ
ー サイドの大手ブランドオーナーから、安売り
により市場を乱していること、みかん缶詰はわれ
われにとっても大きな商材であり、買い叩きによ
ってみかんの原料が入手難となつても困るし、パ
ッカーが生産出来なくなるようなことがあっても
お互いに困るわけで、工組の指導力を發揮してこ
うしたパッカーブランドに対して、厳重な措置を
お願いした旨訴えた。

これと関連して、昨年、ブランドオーナー間で
懇談の場が設けられたが、ことしもこうした場を
設けることの可否につき工組内部で意向打診さ
れたいなどの要望を行なった。

新物みかん缶生産状況

ホール品 JAS 受検状況

蜜柑缶工組がまとめた56年12月28日現在、JAS
受検状況は次の通りである。（単位=函）

	実 函	換算函数
12月28日現在	2,875,179	2,176,012
55年 同期	2,259,371	1,809,027
54年 "	2,749,379	2,339,358
53年 "	2,872,573	2,392,623

ブローケン品鑑定状況

	実 函	換算函数
12月28日現在	16,352	17,511

55年度同期	15,171	15,610
54年度 "	48,791	48,707
53年度 "	168,331	177,156

56年度輸出向けみかん缶詰出荷状況

	実 函	換算函数
12月29日現在	1,390,630	1,020,008
55年度 同期	1,059,346	717,406
54年度 "	1,282,722	853,280

缶詰品評会等で意見交換 品質対策委員会

12月8日、品質対策委員会を開催。本委員会に
日食協妹尾参事をオブザーバーに迎え、食肉缶詰
JAS規格等の情報交換、（第9回）缶詰品評会、
国際食品規格総合検討会、まぐろ類油漬缶詰市販
品開缶採点結果、（第2回）レトルト食品品評会
等について経過報告ならびに今後のあり方等につ
いて意見交換を行なった。

★食肉缶詰JAS規格については12月4日、関係
団体と農水省担当官とにより打合せが行なわれた
が、その時の内容について事務局より報告。

特に日食協から強く要望している野菜の表示は
国際規格との絡みもあり難かしいが、農水省がこ
れから水産缶詰のJAS改正を進めていくうえで
野菜の表示を食肉の改正時に是非簡素化されたい
旨を要望。食肉野菜煮類の市販品を買集め表示の
実態を調べてみるとことになった点について報告。
また糖類の表示等について説明。

なお、1月下旬に食肉缶規格の改正に関する消
費者の専門委員会が開かれる。

★国際食品規格総合検討会はJAS協会の提唱に

よって12月7日開かれ水島委員長が事務局を代行して出席した。

なお、この鮪鰯の国際規格委員には北田専務理事、マッシュルームの国際規格委員には水島委員長が選ばれている。

★缶詰品評会は毎年日缶協の主催により開催され大臣賞、会長賞等が選ばれているが、この品評会のあり方について、①市販品を買い集めたものでなければ本当の意味はない。②缶詰の販促につながるような企画がなされればもっとブランドオーナーの力も入るであろうなど話合われた。

缶詰キャンペーン見直しの要着実な2年度企画を期待

缶詰キャンペーンは(社)日本缶詰協会を中心となり、56年から58年まで3年間継続実施が予定されているが、56年は“新しい缶詰イメージの創造”をテーマとし、“Enjoy can kooking”的スローガンのもとに

- イ) イメージの形成浸透
- ロ) 広報、パブリシティ
- ハ) 缶詰知識の普及、パンフレット、料理教室

以上の3本柱で推進してきた。

この実施経過につき旧ろう2日に専門委員会が開かれ、次年度計画等の検討を行なったが、評価、反省材料に乏しく、改めて各委員がメモによる意見を出し合い、1月12日の缶詰消費拡大キャンペーン専門委員会において検討することになった。

大阪で缶詰懇談会 近畿支部が共催

(社)日本缶詰協会では下記により消費者代表との缶詰懇談会を開催するが、この催にあたり日食協近畿支部が共催することになり準備を急いでいる。

日時；昭和57年1月22日(金) 13:00~16:00

場所；灘神戸生活協同組合 生協会館

(神戸市東灘区岡本1~3~23)

招待予定者；

灘神戸生協各支部運営委員並びに同組合料理講習会担当者 約100名。

開催内容；

第9回缶詰品評会出品製品の控見本を利用した試食及び意見交換、懇談。

近畿支部協力；

出席消費者土産用として各ブランドオーナーより缶詰の提供、並びに当日各社より会場整理のための人員派遣。

食料品の供給実態を調査

食糧庁では今年度も昨年に引き続いて食糧庁所管物資4品目(みそ、しょうゆ、パン及び即席めん)について、地域(市区町村)別の供給体制等の実態を把握し、災害時対策等の資料に資するため食糧事務所において調査を実施する。

本件につき12月21日付食糧庁長官名で、日食協にも調査協力の要請があった。

- ・昨年の調査対象数
　製造業者 10,695 卸業者 8,346 計 19,041
- ・調査表はすでに12月21日に発送されたが、まとめは2月下旬の予定である。



【人事異動】

※松下鈴木株式会社では東京支店長の異動を次のように行なった。

常任監査役 岩井万古登 (専務取締役
東京支店長)
取締役東京支店長 桜井 善英



【住居表示変更】

※エスピー食品株式会社の住居表示が1月1日よ

り下記のように変更となった。

エスピー食品株式会社

東京都中央区日本橋兜町18番6号

郵便番号 103



【研修会開催】

※(社)食料品流通改善協会では「昭和56年度流通大学講座通信教育研修会（スクーリング）」を下記により宇都宮、熊本の2会場で開催する。

宇都宮会場		熊本会場
日時	会場	
昭和57年1月25日(月) 13:00~16:50	栃木会館4F会議室 宇都宮市本町12-11 TEL0286-23-3843	昭和57年1月28日(木) 13:00~16:50 市場会館4階会議室 熊本市田崎町 TEL0963-25-9665

【演題、講師名】

とき	ところ	講演	講演
1月25日(月)	宇都宮	卸売市場流通の現状と今後の方向について 農水省食品流通局市場課 課長補佐(企画調整班担当) 尾頭良孝	食料品小売業の構造変化と販売戦略 (社)食料品流通改善協会 コンサルタント 田中栄司
1月28日(木)	熊本	九州大学農学部 農産物流通学教室 黒木英二	(社)食料品流通改善協会 コンサルタント 高橋成

1月の行事予定

月日	会議・関係行事	時間及び場所
1月7日	缶詰業界賀詞交換会	12:00~ パレスホテル
1月12日	(第9回) 缶詰キャンペーン委員会	10:00~ 日缶協
1月13日	運営、商品合同委員会	3:00~ 日食協
1月14日	総務部会	3:00~ 国分黒江屋ビル
1月20日	関東支部物流対策委員会	3:00~ 日食協
1月21日	果実部会、蔬菜部会	10:30~ 日食協
1月22日	第2回委託事業委員会	2:00~ 日食協
1月22日	大阪缶詰懇談会	1:00~ 瀬生協
1月25日	国際食品規格総合検討委員会 (まぐろ、かつお)	1:00~ 産業センター
1月28日	受発注システム検討会	1:30~ 日食協

商品委員会勉強会

特集
3

バイイングパワーの乱用と 独占禁止法の規制

講師 上智大学教授 松下 満雄先生

今日は主として日本の独禁法と、バイイングパワーの規制の問題と、このバイイングパワーが世界的な一つの問題ともなっているので、世界的な規制の方向についても若干触れてみたい。

ここに、そのバイイングパワーに関する報告書があるが、これがO E C D（先進国政府によって運営している経済協力開発機構）の中に独禁法の部会があって、各国の独禁法の担当者が集まり、1年に数回の会合を開く訳だが、その部会がバイイングパワーに関して、どのようなかたちで規制すべきかの問題を報告書としてまとめている。

日本の最近のバイイングパワーの規制の動向というのも、このレポートによって相当に影響されている面があり、従って、このレポートでおよそどのようなことを言っているかの点についても触れてみたいと思う。

この報告書は、世界各国がどのようなことをしているかについても述べており、前回申しあげたアメリカのR P法のことも記述してある。

日本の公正取引委員会についても多少触れている部分がある。

前回は主としてアメリカのR P法における価格差別の事例についてお話したが、今日は日本の独禁法について申しあげる。

日本について申しあげる場合には、価格差別というものだけでなしに、もう少し広く考える必要があると思われる。

例えば、ポイコットの問題などがあるが、このポイコットは、それ自体が独禁法上の問題になることであり、その他従来の事例では三越の事件などもバイイングパワーの一つのかたちであると言えよう。

これは価格差別とは少し違っており、日本で従来問題となつた事例の価格差別とは別な観点から問題とされた。

これらのことに関しては、おおよそ問題点を4ないし5位に大別できるのではないかと考えられ、これをまず申しあげることにしたい。

その問題点の第1は、カルテル、ボイコットの問題である。

その内容についてはまたあとで詳しく申しあげるが、簡単に申せば、要するに購買者側、買い手側でカルテルを結び、そこで購買について協定する。あるいは共同仕入機関といったようなものを設立して、そこである分野の購買競争が制限される。

こういう場合に、これはこれとして独禁法の問題となり、いわばカルテルの関係となる。

それとボイコット問題がある。

ボイコットは当然独禁法違反 購買競争を制限する行為を問う

複数の買い手が集まって、ある特定の企業からは購入しない行為がボイコットで、独禁法でいう不当な取引き拒絶となる訳であるが、一般的にはこれをボイコットといっている。

要するに買い手が集まって何らかの協定をして競争制限する。

これがまず第1の類型であろうかと思う。

それから第2の類型として考えられるのは、不当な拘束条件つき取引き問題。これも若干の実例がある。

従来から農協のケースなどが目立っているところであり、例えば、農協が組合員である農家にいろいろなものを販売する場合、メーカーからの直売を禁じて、すべて農協経由を義務づける。こういったことが独禁法上問題となった例がある。

すなわち、買い手が集まってある特定のものを排除するのとは異なり、買い手と売り手の契約のなかに、買い手側が売り手にある拘束条件をつけ、ある特定なものをその取引から排除する。こうしたことが問題であるとされ、これもいくつかのケースがある。

その中のいくつかを紹介して検討したい。

第3の類型は、これはいわば取引き上の優越的地位の乱用というものである。

三越事件の例などにもあったような、買い手側がその購買力を乱用していろいろの押しつけ販売とか、協賛金支出しの要求などについて独禁法が適用されるかどうかをめぐり、現在審判になっているが、この三越事件において、どのようなことが問題となっているか、問題となった行為はどういうものか、その見通しはどうか。これが一つの大きな論点になっている。

第4の類型は価格差別の問題である。この価格差別は日本では規制事例は殆んどなく、数件にとどまっている。しかし、これからもあり得る可能性があり、前にも申し上げたRP法の考え方をどれだけ日本で導入できるかという点にも関係してくる。

さらにもう一つは、小売における合併の規制問題がある。

これは、最近の事例から見ると、ユニークと九州ダイエーの合併の問題などがそれであるが、これについては公取委の基準なども出ており、従ってこれとバイイングパワーとの関係がある。公取委の意向としてはバイイングパワーの規制自体が目的ではなくて、小売合併を規制するという考え方であるように感ぜられる。

この小売合併の問題も、ある意味ではバイイングパワーの問題にも関係している。

大別して問題点は以上のような5項目程度に分れるのではないかと思う。

カルテルには二つの局面 競争の自主的制限は違反の可能性

これらについて若干の実例があるので、それを参考におはなし申しあげたい。

まず第1の問題点はカルテルである。

問題点は、購買カルテル、いわゆる買い手側が商品を購入することについてカルテルを結成する。それと、独禁法の関係の問題となる。

買い手がカルテル協定を行なうとか、あるいは共同仕入機関、共同購買機関等を設置して、購買力を結合するということになると、全体として大きな購買力を有することができ、この購買力を乱用して、取引きの相手方である売り手に打撃を与えることが可能になる。または自己の競争者に打撃を与えることが可能になる。

その場合、やはり独禁法の規制が行なわれる。

それにはいろいろのケースがあるが、二つの局面を取り挙げて検討致したい。

第1の局面は、共同購入協定、または共同購入機関の設置である。

共同して仕入れし、個別には仕入れしないという場合、独禁法上ではどのようなことになるか。この点が一つ、それから、第2点は、ボイコットで、あるものを取引きから排除するという場合、法規制のあり方について検討していくことになろうかと思う。

買い手が協定を結ぶとか、あるいは、買い手が共同購入機関を設置して購買力をプールするとか、購買における競争を行なわない、または相互に買う競争を行なわないなどの場合を考えてみると、これによってある特定の製品の購入の分野において競争が実質的に制限されることになると独禁法に違反する可能性がでてくる。

この競争の実質的制限とは、まず第1には、買い手が売り手からあるものを購入し、それを購入することによって競争があったとする。

その競争を協定によって制限したり、あるいは共同購入機関を設置することによって制限すれば、そこで購買競争は殆んどなくなる。

これは一種のカルテル行為となって、独禁法に違反する可能性があるということになる。

ここで一つの問題となるのは、ある一定の取引分野において、競争を実質的に制限する場合に独禁法に違反するということであって、共同購入機関を設けたから直ちに独禁法に違反するというのではなく、ある特定の分野で競争が実質的に制限されるということが必要である。

また、それには一定の取引き分野を確定しておく必要がでてくる。

■ 購買に競争があれば問題なし

例えば酒類の分野を取って見ると、高級洋酒などは一つの取引分野であると言える。この取引分野とは、一つの商品という見方でなく、もう少し狭い考え方でよいと思われる。

ウイスキーの最高級品とそれから最低級品との間にはおそらく代替関係はない。そこで代替関係のある製品群を取り、それを一つの取引き群と考え、これを購入する時、その購買に競争があれば問題ないが、共同仕入機関の設置などで、その競争が実質的にならうような状態が実現する。こういうようになれば、これは独禁法に違反することになり、いわば購買カルテルということになる。

もう一つは前回のRP法問題と関係するが、こういうかたちで買い手が有利な条件で仕入れれば、競争がないのでいくらでも有利に物品を仕入れることができる。そうなればその再販売においても有利な条件で再販売できるようになる。

この再販売の場合に、自己の競争者を再販売の段階で圧倒し、それで競争が実現される場合もある。

第1のケースは、小売についての競争が実質的に制限されるということであり、第2のケースは、その共同仕入機関なり、カルテル協定なりによって購入したものを再販売することについて競争を実質的に制限する。

以上の二つがあり得ると思うが、このいずれの場合も競争が実質的に制限されると独禁法に違反するということになる。

前の場合は、カルテル的な結合として規制の対象となり、後の場合は、むしろ不当廉売の問題か、あるいは差別対価の問題になるか、そのいずれかの問題になろうかと思う。

いずれにしても以上の二つの場合に問題になり得るであろう。

買い手がカルテル協定または購入機関を設置して、相互に購買の競争を制限する。

これには買い手側の協定で行なう場合と、事業者団体を設置して行なう場合があると思われる。例えば「○○共同仕入機構」といったものを設け、それにみんなが加盟する。

この共同仕入機構は独禁法上は事業者団体ということになるが、その事業者団体を通じて購買競争を制限する。

このいずれの場合においても問題となり得る。

共同利用の強制は原則違法

公正取引委員会では、事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針を出している。

これは数年前に出されたもので、事業者団体の活動がどういう場合に独禁法に違反するかについてのガイドラインを示したものである。

このガイドラインは「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」と題され、その中でいろいろな類型を挙げ独禁法上の問題点を指摘しているが、その第9節には、事業者団体が行なう共同事業がどのような場合に独禁法に違反するかについて触れており、この9節によると「販売、購買、製造、加工、包装、運賃、保管等の共同事業により競争を実質的に制限することおよび構成事業者に、これらの共同事業の利用を強制し、又はその利用について差別的な取扱いをすることは、原則として違反となる。」としている。

販売、購買、製造……等とあるが、購買の共同事業により競争を実質的に制限すること、及び構成事業者にこれらの共同事業の利用を強制することは、原則として違法となり、これなどは明らかに購買カルテル行為を禁止するのが主旨である。

これは公取委の独禁法適用の一つのガイドラインであり、この指針によって独禁法は適用されると考えてまず間違いないと思う。

この公取委の活動指針の内容は3つあり、その第1は共同購入によって競争を実質的に制限する。これが独禁法に違反するとされている。

第2は、構成員に対し共同購入機関の利用を義務づけることは違法であるとしている。

一つの機関を通じて仕入れることを強制することは違法であるとする。

機関を設けること自体は違法とはいえないが、この機関を使わなければならないことを決めると、それが独禁法違反となる。

第3は、その利用について差別的取扱いをする行為。

以上の三つがある。

ここで若干の事例を申しあげたい。例えば、昭和43年のゴム製販業者団体事件というのがある。これは履物の底張りのゴムを製造している業界の事件であるが、この事件は事業者団体がゴム製販原材料について、その原材料を当該団体で一手購入するという規約をつくった。

この団体にゴム製販業者が入っていてゴムの原材料をその業界から購入する。

この購入に当って事業者団体は規約を設け、これらの原材料はすべて当該団体で一手購入し、構成事業者はこの事業者団体のみから原材料を購入しなければならない、つまり、直接には購入してはならないということを定めたところが、それが独占禁止法8条1項4号に違反するとされた事例がある。

この独禁法8条は、事業者団体が競争を制限したり、あるいは事業者団体が構成員に対して、ある

特定の行為を強制し、義務づける規定は明らかに違反であるとしているが、公正取引委員会の審決はこの規定に違反するとした。

この場合は購買に当って競争が実質的に制限されたという事例ではない。これは競争の実質的制限を違法にしたというのではなくて、事業者団体が構成員の個別仕入れを禁止したことを違法としたものである。

例えば、ある団体を設けてその団体を通じて購入すること自体は違法ではないが、ただ、当該団体の構成員がある部品購入において大きなシェアを有しており、強制はないけれども、すべての団体を通じて購入し、個々に直接購買はしない。

その結果、競争が非常に制限されるということになれば、そういう共同購入も違反となる。強制のある場合は競争の実質的制限がなくとも、その強制自体が違法であり、強制がない場合には共同購入機関は違法にはならないけれども、そこで競争が実質的に制限される場合には違反となる。

中小企業には適用除外 ただし無制限の除外ではない

なお、中小企業の場合には適用除外がある。この適用除外は、一つは、中小企業が中小企業等協同組合法のような法律で協同組合を結成し、それによって共同購入をするということは独禁法の適用除外となり、独禁法を適用しないということになっている。

それからもう一つ、中小企業団体法という法律があるが、中小企業が商工組合を設け、その組合が一手購入するのも適用除外となる。

このように中小企業の場合には例外が認められている。

この場合の中小企業とは、業種によっても違うが、通常は、資本金1億円以下、従業員300人以下のものを中小企業といっている。

それらが加盟して団体、あるいは共同組合を設けて共同購入する場合には例外が認められる。ただし、その場合でも独禁法、中小企業協同組合法、中小企業団体法のいずれにも規定が設けられており適用除外になるが、その共同購入によって一定の取引き分野における競争を自主的に制限して、価格が不当に引き上げられるようなことになると適用除外にならない規定も設けられており、無制限の適用除外ということではない。

この法規制は、いわゆるカルテル規制であり、これもバイイングパワーの規制的一面である。

複数のものの集合によって大きなバイイングパワーとなり、これを乱用することを禁止するという点では、バイイングパワー規制の一つであると考えられる。

しかし、それだけでは不十分な規制であると言える。なぜなら、ある業界の買い手が協定あるいは共同購入機関を設置し、そこで一手買い取りを行なう場合に、それがある取引き分野における競

争を実質的に制限するに至らないことがある。

ところが、バイイングパワーの問題は、ある特定の買い手と、特定の売り手との関係の問題であるから、業界全体で競争が実質的に制限されていなくとも、バイイングパワーを持っている特定の買い手と特定の売り手の間では、乱用が行なわれる可能性があり、その点でこのカルテル規制だけでは不十分と言える面がある。

ともかく、買い手側が殆んどすべて加入して団体をつくり、大きなシェアを持ち、その団体を通じてだけ仕入れるとなると、独禁法上のリスクは相当に大きくなり、その意味においてもこれは検討されるべき価値がある。

それから、先きほど申しあげた団体側による強制とか差別がある場合には、それ自体が独禁法に違反する点において団体も原則として購入を義務づけてはならないことになり、また直接的仕入れを希望するものに対しては、それを認めなくてはならない。

従来、違法とされた事例は、既ね強制に対する事例であり、仕入機関をすべて通させるような行為は強制となる。

取引き拒絶に単独と複数の二種

次に、ボイコットとは何か。

このボイコットとは、要するに複数企業が協定によって、ある特定のものと取引きしないということを取り決める。これがボイコットで、例えば複数の買い手が、納入業者に対してリベートの要求をするとか、協賛金の要求をし、その要求が受け入れられない場合、その納入業者からの買い付けを停止することを共同で取り決めるとこれはボイコット協定となる。

また、次のようなことも事業者団体によって行なわれることもあるかと思われる。

例えば、買い手が、ある団体を結成し、納入業者にリベート等を要求し、それが受け入れられない場合に、その団体が構成員に対して、その納入業者との取引き停止を指令する。

この指令は明らかにボイコットであり、独占禁止法では、不当な取引きの拒絶となり、不公正な取引き方法に該当する。

この取引拒絶に二つある。

一つは、単独企業による取引拒絶であり、一つの企業が、ある企業と取引きしないという単独取引拒絶と、もう一つは、複数の企業が協定して、あるものと取引きしない複数取引拒絶とがある。

この二つのいずれかであるかによって、独禁法の適用原則が違ってくる。

まず、単独の企業が取引拒絶する場合に、独禁法に違反するかどうかは、これはケースバイケースということになると思う。

本来、企業には取引きの自由、契約の自由があり、契約の自由の中には、また契約しない自由も含まれる。

こうしたことから取引拒絶を単独企業が行なう場合には、原則的には合法であると考えられている。となれば違法な場合とは何かということになるが、一つは独占的企業がこれを行なうと違法となる場合がある。

それから、違法行為を実施するために取引拒絶を行なう場合、その取引拒絶も違法とされる。

例えば、再販売価格を維持するために、再販売価格維持を守らない小売業者に対しては、取引きの停止することは違法行為を実施するための取引拒絶であり、単独企業が行なっても独禁法に違反することになる。

いずれにしても、単独企業の取引拒絶には、ケースバイケースで判断されるので、違法の場合もあり、違法でない場合もある。しかし、原則は違法でないと考えるべきであろうと思う。

これに対して、ボイコットの場合には、それと原則が逆になる。

つまり、複数企業が協定によって、ある一定の企業と取引きしないことを決めるのは、原則的には違法になると考えられ、複数企業がボイコットすることは、原則が違法で、例外的に違法でない場合があるという考え方になり、単独か複数かによって原則か例外かが丁度逆になるという関係になっている。

例えば、買い手が集まって、ある納入業者からリペート、または仕入価格の引下げを要求し、納入業者がそれを供与しないという場合、その納入業者からの買い付け停止を決めるとすると、これは原則的に違法な行為となる。これは団体も同様に扱われる。

直接ボイコットと間接ボイコット

いずれも原則的に違法

買い手がある団体を結成し、その団体の決議によってリペートの要求に応じない売り手に対しては、構成員がいずれも買い付けを停止するなどの行為も同じ扱いとなり、原則的に違法となる。

しかし、この場合もリペートの要求とか、値下げの要求それ自体がすべて違法ということではない。リペートの要求や値下げ要求それ自体が合法であるかも知れないということもある。

一方、このリペートの要求とか値下げ要求自体が合法であったとしても、そのリペートの要求や値下げに応じないためにボイコットすれば、そのボイコットは違法となる。

このボイコットそれ自体が独禁法的な秩序に反するという考え方であり、何をやろうとしてボイコットしたか、そのやろうとしたことが合法的であったかどうかは関係ないことである。すなわち、ボイコットそれ自体が違法ということになる。

公取委の事業者団体に対する指針にもボイコットが取り上げられているが、それには会員以外の事

業者の事業活動に関する行為につき、次のように掲げている。

「会員以外の特定の事業者の事業活動に不当に制約を加え、またはこれを不当に妨害する行為は、市場経済の基盤である事業者の自由な事業活動を阻害することとなるものであり、原則として違反となる。」とある。

その参考例として、直接ボイコット、間接ボイコットの二つを挙げているが、間接ボイコットとは自らがボイコットするのではなくて、他のものにボイコットさせる。

例えば、メーカー、卸、小売の三層の段階で考えると、メーカーが卸売業者に対して、ある特定のものと取引きを拒否せしめると言ったような場合、このメーカーの行為は間接ボイコットとなる。

これに対し、直接ボイコットは自主的に決めてボイコットする行為を言い、このいずれもが原則的には独禁法違反になる。

これは市場経済の基盤である自由な事業活動を阻害するという考え方立っており、この指針では原則をまず述べ、参考例として構成事業者以外の特定の事業者とは取引きせず、または取引きを制限するなどをその取引きの相手方に要請する等により圧力を加える行為をボイコットに該当するとしている。

このようにボイコットについては、独禁法上の規制としては相当に厳格であることができる。

なお、先ほどの原則違法及び例外的違法のうち、例外的違法のように自衛的行為の場合は、合法になることがある。

例えば、取引きすれば大きな損害を蒙るような悪質業者がいて、それを記載したブラックリストを回覧する行為などは違法となるか、ならないかのすれすれのところであろうと思われる。

アメリカの判例では、そうしたことでも違法とされている。

しかし、日本の場合は、そこまでは行かないであろうと思う。

＜ 家電業界等で見るボイコット事例 ＞

従来からの実例では、メーカー側がボイコットしているケースが多く、メーカーが再販売価格維持のために、特定のものをボイコットするといった例が目立っている。その有名なケースとして、家電メーカーの事件がある。

この事件は、家電メーカーがまず協定によって再販売価格維持を決め、これを守らない特定の業者には、その協定に基づいて、いずれの家電メーカーもその業者に卸さなかったため、それはボイコットであり、違法であるとされた。

これは小売側がボイコットする場合も原則は同じである。

もともと再販売価格維持自体が独禁法に違反している訳であり、となればなおさら違反だということになる。

その外、例えば、修理用自動車ガラス販売事業者団体の事件というのがあり、修理用自動車ガラス

販売業者が団体をつくり、メーカーおよび卸業者に対して圧力をかけ、その構成員以外にはその製品を販売させないようにした。ところが、これが違反とされた事件がある。これなどは、購買側が問われた事件ということになる。

それからもう一つ石鹼、洗剤、日用雑貨品等の卸売業者団体連合会の事例であるが、この卸売団体が構成事業者の販路を維持する目的で石鹼、洗剤、日用雑貨品等の主要メーカーに卸側が圧力をかけ、スーパー等の共同仕入機関に直接販売してはならないなどの行為に出で、それが問題となった事件である。これも一種のボイコットとして違反となっている。

以上のはかにも事例はあると思うが、いま申しあげたように、ボイコットは理論的には原則違法という考え方である。

このように実例では、メーカー側がボイコットするケースが多いが、それは購買側がやっても同様に違反となる。

自動車ガラス販売業者の事件では、小売側がメーカー側にボイコットさせた事件であり、石鹼、洗剤、日用雑貨品の方は卸売が中心となってボイコットした事件である。

このように、ボイコットは原則的には禁法だということであり、これは購買力の乱用禁止の一種の手段としてむしろ購買力の乱用というより、購買力を乱用して、ある要求をし、その要求が容れられない時にこのような行為がなされることへの規制であると言えよう。

【拘束条件つき取引とその事例】

ボイコットは、それ自体を目的としてなされることはあまりなく、目的があって、それが実現されなければボイコットする。そうした時、その目的の合法、違法が一応関係し、その目的が違法ならばなおさら違法となり、また、目的が合法でもやはりそのボイコット自体は違法となる。

以上がカルテル的な結合、つまり共同購入の組織と買い手が横の関係で集まって、それによって制限行為することが問題点とされるということである。

これが第1の類型であり、第2の類型は、拘束条件つき取引きによる購買力乱用である。

しかし、これは、買い手が完全に結合するとか、一手販売の団体を結成するようなものとは少々異なる類型であって、買い手が他のものと種々の拘束条件つき取引きにより、自己の競争者には当該商品の納入をさせないというような制限行為の場合に問題となる。

例えば、ある有力な小売業者がいて、この有力な小売業者が、多数のメーカーと契約し、自己にのみ商品を供給させ、自己の競争者にはその商品を供給させないという専属下請けのことになる

と、これが独禁法に違反する場合もある。

こうしたケースは、カルテル的な結合とは異なり、むしろ買い手が供給側と協定を結び、供給側に対して拘束条件をつけて、自己の競争者には商品が届かないようにする。これはカルテルとは若干違った内容であり、またボイコットとも異なる。

このようなケースは、それ自体で問題となることもある。

条件をつける小売業者が有力で、納入業者側も排他条件をのまざるを得ず、排他条件つき取引きがそこで行なわれると、それが独禁法に違反するということもある。

このことについて若干の実例があるので、これを簡単に検討したい。

その中でも農協に絡んだ事件が多く、その代表的な事例を取り挙げてみよう。

その一つは、昭和38年の全国販売農業協同組合連合会（全販連）事件である。

この全販連は、全国の農協が加盟している連合会で、その加盟農協が組合員にいろいろなものを販売しているが、その中に米や麦の包装材料である麻袋が問題とされた。

麻袋メーカーは主力4社によって殆どのものを供給しており、この4社と全販連が結び、一定の数量を買いつけることを契約。そしてこの契約数量を完遂するため、全販連以外には販売してはならない旨を義務づけた。それからさらに代金決済前には麻袋を他に販買してはならないことも条件とした。

この全販連の場合には、買い手側が売り手側に対して自己以外のものには売らせないという方法を取ったが、それがなぜできたかといえば、組織が巨大であり影響力がそれだけ大きかったからできたと言えよう。

これも一種のバイイングパワーの乱用ということになるが、本件についての公正取引委員会の審決がなされている。

〔審判および勧告審決について〕

この審決は、勧告審決といい、独禁法に違反がある場合、公正取引委員会が勧告するもので、独禁法上で違反のあった場合に勧告するか、あるいは審判対処のいずれかにするという規定が設けられている。

その勧告を受けたもの（この場合、農協連合会）がこの勧告を受け容れれば、審判なしに一擧に審決するということになる。

つまり「これは違法であるから止めなさい」ということで、それを受け容れれば審判の必要はなく、直ちに審決となる。もっとも、直ちにと言っても1カ月位を要するが、これが勧告審決である。

この全販連の場合の審決は、不当な排他条件付き取引きであるという認定で違法の審決がなされた。

次もまた農協の事例であるが、昭和52年にホクレン農業協同組合連合会事件というのがある。

このホクレンが、道内の各組合に対して、全販連と同様、米麦用の麻袋を供給するに当って、メーカーと売買基本契約を結び、ホクレンの承諾なしには会員に直接販売してはならないようにしたところ、これが拘束条件つき取引きに該当しているとされ勧告審決により解決している。

それからもう一例だけ簡単に申しあげるが、これも同じホクレンの事件で、昭和52年に農業機械で問題となつた。

これは農業機械販売業者が農業機械を需要者に対して直接販売してはならないとし、もし、直接販売する場合において、ホクレンが定めた価格を下回って販売した時は、次回、そのものから機械を購入の折りは値段を下げさせて納入させるという事例があり、独禁法違反でこれも勧告審決となつてゐる。

おそらく農協側が条件をつけてきて、それを守らないものについて取引きを拒絶するという姿勢があり、メーカーとしては取引き拒絶されると困るので、すべて要求通りにしたという事件であったかと思うが、ともかく、このような独禁法違反のケースもある。

買い手側の横の結束ということより、むしろ買い手と売り手が契約し、買い手側が売り手側に何らかの拘束条件をつけて直売を禁止するとか、他のものに売ることを禁ずるなどの行為、これが独禁法に違反するとされた訳でいわば拘束条件付きということである。

融資を背景の独占事例

次の事例は、雪印乳業、農林中金事件と言われ、相当以前の事件であるが、現在でも独禁法関係の書物には必ず出てくる有名な事件なので、振り返ってこれを説明申しあげることにしたい。

雪印乳業と北海道バターは、戦前は北海道バター1社であった。戦後、過度経済力排除法による分割によって雪印乳業と北海道バターの2社ができたが、この両社で北海道では70%の集乳シェアを持っている（うち雪印乳業50%、北海道バター20%）

また、農林中央金庫及び北海道信用農業協同組合連合会と、雪印乳業、北海道バターのこの4者は株式所有、役員人事においても結合していた。

一方、牛乳を生産している多数の農家にあっては、金融機関から乳牛の導入資金の提供を受けることは、酪農経営上大きな問題とされているが、乳業者はこれらの農家を自己に引きつける手段として、融資の斡旋が極めて重要な状況下にあつた。

ところで、農林中金は、その当時この資金提供ができる唯一の機関であり、また、北信連はその資金融資に対し保証することのできる唯一の団体であった。

ここで雪印乳業、北海道バター、農中金、北信連の4者が共同し金融側である農中金が農協組合員の農家に対し、雪印乳業と北海道バターにだけ生産乳を供給することを条件として融資を行ない、ま

た北信連はそれを条件として保証し、他の乳業者と取引きするものに対しては融資も融資保証もしないこととした。

■ 競争者の排除で独禁法違反と決審 ■

つまり、融資はするが、それには雪印乳業、北海道バターだけに牛乳を供給することを条件とし、その競争者には供給してはならないとした。

さらに、集乳面において競争の厳しい地域とそれほど厳しい地域があり、厳しい地域については、他の地域よりも厚く資金を融資し、その融資に条件をつけることで競争の厳しい地域における集乳を支配し、また雪印乳業においては、他の乳業者に生産供給している農家に対し融資の斡旋を条件として同社及び北海道バターとに取引きするよう誘引して廻った。

一方、農中金、北信連においては両者の役員が各単協を訪問し、組合員が雪印乳業、北海道バター以外の乳業者と取引きしているものに対し、乳牛の導入資金は勿論融資のみならず、他の面においても不利な取り扱いを受けることになるであろうといった意味のことをふれ歩き、農民間に多大な不安感を与えた。

このため、北海道における他の乳業者は集乳の面で大きな不利益を蒙った。

こうした行為が毎年行なわれたために企業の存立が困難となるような状況に追い込まれた。

ここにおいて公取委が審判を行ない、雪印乳業及び北海道バターの行為は独禁法に違反するとの審決がなされた。この審決はこれらが独占行為であるとの判断に立っている。

■ 公取委は競争者の排除を重視 ■

その実態はバイイングパワー

雪印乳業と北海道バターは農中金、北信連との協定によって3年間に10億円の資金を導入、その融資を受けたものに対しては販路制限を課し、競争者の集乳活動を妨害、すでに自らが有している支配的地位を維持強化するものであり、これが独禁法上の私的独占に該当するとされた訳である。

昭和37年の事件で23年も前のことであるが、10億円の資金と言えば当時としては相当な金額であったと言える。

しかも、この10億円の導入については、すべて拘束条件がつけられ、他の乳業者の排除としては極めて有力な手段であったということができる。

これは私的独占の事件であるが、バイイングパワーにも関係がある。

公取委は、この事件で競争者の排除を問題としており、競争者排除の手段として農家に条件をつけた点を重視した。

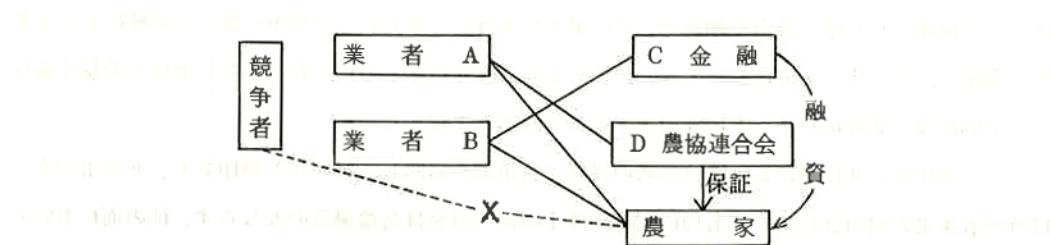
雪印乳業50%、北海道バター20%のシェアを占めているだけに、この両社が農家から集乳するに

当っては相当の影響力を持っており、ある意味ではその購買力を挺子とし、競争者に牛乳を供給させない働きかけを農家にしたこと、つまり、競争者排除の方で公取委はこの事件を取りあげているが、この事件の実態はバイイングパワーである。

ただし、この場合のバイイングパワーは、雪印乳業、北海道バターの単独でやったのではなく、農中金、北信連の金融機関、あるいは農協連合会と結合していたところに特徴がある。

O E C D の報告書には、日本におけるバイイングパワーの規制の事例としてこれが掲載されている。

[雪印・北海道バター事件の図解]



この審決では業者 A 及び業者 B と C の金融機関と D の農協連合会が問題とされたが、C、D は不公正取引をした者とされ、一段軽い規制を受けるにとどまっている。

もっとも、企てた側は A 及び B であるが、実際に融資したのは C の方であり、やはり法規制においては平等に扱われるべきであると思う。業者 A 及び業者 C のみが私的独占を行なったということにされている。

以上、いくつか事例を検討したが、こういった事件はいずれも購買者としての有力な地位、すなわちバイイングパワーによって自己の競争者の排除、競争制限を行なったものであると言えよう。

この特徴は、買い手が他のものとの取り決めで競争制限を行なったという点にある。この「他のもの」とは、売り手の場合もあり、売り手だけでなしにそれ以外の金融機関などの場合もあるが、ともかく、その縦の関係の結合によって、あるものに一定の制限を課して競争制限を行なう。これが独禁法違反とされた例である。

このような行為が可能となったファクターは何かと言えば、それはすなわち購買力というものであり、その購買力があるので、このような制限が可能となった。

これがいわゆる拘束条件つき取引きであり、この辺が第 2 の問題点であろうかと思われる。

第 3 の問題点は、購買力を背景とした取引き上の優越的地位の乱用である。

第 4 は、拘束条件と多少は似ているが、購買力を背景とした取引き上の優越的地位の乱用、これらの問題点が挙げられる。

<休憩> 以下次号。